

昭和廿九年九月十日
昭
和
廿
九
年
九
月
十
日
起
案
決
裁

學長

理事



教務課長



案

出鏡教員、講義科増設之同意件。
与門新設一専任ニ付シテ七月七日、約一ヶ月
半出市先キ、工場ニ於ケル授業ヲ行ヒテ先キ出張教員
ニ付シ講義科ヲ在學ニ付シ、増設初成ニ付テ

時同給、講師

倍額トス

用定給、教員

一回八月より

左向レモ新設ノ旅費田舎ノ外トス